

令和 5 年

行方市農業委員会

第 1 2 回総会会議録

(令和 5 年 1 1 月 2 4 日)

令和5年11月24日 行方市農業委員会第12回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第86号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第87号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第88号	現況証明願について
議案第89号	令和6年度行方市農業施策に関する要望書について
議案第90号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第91号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第92号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第47号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第48号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第49号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1 番 矢 幡 幹 守	2 番 谷田川 栄	3 番 近 藤 芳 子
4 番 茂 木 孝	5 番 橋 本 清	6 番 平 塚 実
7 番 横 瀬 忠 美	8 番 古 渡 武 文	9 番 内 藤 宏 一
10 番 本 澤 政 雄	11 番 風 間 啓 次	12 番 根 本 正 義
13 番 小 沼 正 二	14 番 大久保 正 一	15 番 郡 司 正 彦
16 番 椎 名 勇	17 番 高 塚 利 英	18 番 根 崎 和 枝
19 番 清 水 量		

本日の出席推進委員

1 番 深 澤 泉	2 番 平 山 正	3 番 内 山 市 也
4 番 宮 内 正 美	5 番 箕 輪 澄 子	6 番 森 山 正 一
7 番 石 間 信 一	8 番 日 下 正 之	9 番 吉 田 正 弘
10 番 大 原 富士男	11 番 横 田 俊 信	12 番 鈴 木 喜 昭
13 番 野 原 賢 一	14 番 川 島 隆 道	15 番 石 田 充 春
16 番 関 口 順 一		

3 本日の欠席委員	なし
本日の欠席推進委員	なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分	
	ただいまより令和5年行方市農業委員会第12回総会を開会させていただきます。	
事務局 会長	(会長挨拶)	
	総会議事日程第2、会長挨拶。	
	高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。	
	それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。	
	朝夕の冷え込みが強くなり今年も残すところあとひと月となりました。 この間、行方市の全体研修会と行方地域協議会の研修につきましては、ご多用のところ参加をいただきありがとうございました。 以上で、簡単ではありますが、挨拶に代えます。	
事務局	(経過報告)	
	それでは、続きまして、日程第3、経過報告。	
	11月の行事経過報告によりご説明をさせていただきます。	
	10月16、17日、令和5年度農業委員会会長・事務局長会議、つくばグランドホテルにおきまして、高塚会長、事務局出席の下、講演並びに令和6年度国・県農業施策に関する要望を行いました。	
	10月19日、行方地域農業振興協議会定時総会、こちらは、麻生の湖月におきまして、令和4年度事業報告並びに収支決算について、令和5年度事業計画並びに収支予算について、高塚会長、事務局出席の下に行われました。	
事務局	10月25日、本日でございます。先ほど、広報委員会並びに農政部会が開催されました。また、これより第11回の総会の開催となります。	
	(議長の選出)	
	それでは、日程第2に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
議長	(資格審査報告)	
	それでは、ただいまの出席委員は19名、欠席はありません。定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。	
議長 全員 議長	(会期の決定)	
	本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
議長	(議事録署名人の選出)	
	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。	

		4 番茂木孝委員 5 番橋本清委員。
		(書記の選出)
議	長	総会書記として、事務局堀井局長、稲田事務局長補佐を任命いたします。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第 8 6 号)
議	長	議案第 8 6 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第 8 6 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては第 1 項から第 1 6 項までとなっております。 なお、事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第 1 項から第 1 0 項におきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	それでは、1 項ごとに審議をいたします。
8	番	1 項の調査委員より調査の報告を求めます。8 番、古渡委員。 8 番、古渡です。第 1 項について調査報告いたします。 この案件は、推進委員の川島さんに同行していただき調査を行いました。 譲受人の方は、行方市玉造甲に住む 4 4 歳の女性です。譲渡人の方は、同市玉造甲に住む 7 2 歳の会社役員の男性です。2 人の関係は親子でございます。申請事由は記載のとおり贈与による所有権移転となり作業日数も 1 6 0 日で農機具類もそろって何ら問題のないものと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
議 長		異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2 項の調査員より調査の報告を求めます。1 番、矢幡委員。
1	番	1 番、矢幡です。それでは、第 2 項の調査報告をいたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力していただきました。 譲受人は、市内於下在住の 7 0 歳台男性で、譲渡人は、市内五町田在住の 7 0 歳台

		男性です。2人の関係は同級生で、譲り渡し人の父が健在であったころから代掻き等の援助をしていました。申請事由は、農業経営の規模拡大のために、区分は売買による所有権の移転です。当該田は、以前から譲受人が耕作していて、今回譲渡人の意向より売買の運びとなりました。田んぼの場所は譲受人の作業場から5分から8分程度の距離にあり、農機具もそろっています。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。18番、根崎委員。
1	8	18番、根崎です。3項の調査報告をいたします。 この調査には、風間委員さん、関口、石田両推進委員と調査してきました。 譲り受人は、市内若海在住59歳農業の男性です。夫婦でトマト葉物、水稻を耕作しています。渡し人は、石岡市在住74歳の無職の男性です。遠方でもあり管理も難しく近くの方に譲ることになったもので、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題もないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。3番、近藤委員。
3	番	3番、近藤でございます。第4項について調査報告をいたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に、協力をしていただきました。 受人は、東京都中央区在住の56歳の自営業兼農業の男性です。醸造用ブドウ等を36,585平方メートル作付けしております。渡人は、行方市在住の女性です。申請事由は、農業経営規模を拡大し経営の安定を図るために、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も260日以上、農機具もそろっております。今季ア権利を設定する土地は、行方市両宿にある実家（住宅）から200メートル、車で1分ほどの距離でございます。規模拡大したいためとの事であり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 1	長 5 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。5項の調査報告をします。 この案件については、鈴木推進委員の協力をいただきました。 譲受人は、76歳、行方市藤井に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜等190 アール営農しています。 譲渡人は、57歳、山形県天童市に在住の女性の方です。申請事由は、農業経営の 規模拡大と経営の安定を図るということです。区分は売買による所有権移転となりま す。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお 願いします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ いませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 0 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。10番、本澤委員。 10番、本澤です。6項の調査報告をします。 なお、この調査には、清水、近藤両委員さん、横田、大原推進両委員に協力しても うりました。 譲受人は市内小貫に住む、52歳の農業の男性です。譲受人も市内小貫に住む80 歳の農業の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大のため売買による所有権移 転です。譲渡人は80歳と高齢になり、規模縮小を考え、隣接する近所の譲受人に 相談したところ話がまとまったとのこと。譲受人の自宅から徒歩3分と近く農作業 に従事する日数も280日で農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいり ました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ いませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。3番、近藤委員。 3番、近藤でございます。7項について調査報告をいたします。 この調査は、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力していただきまし た。受人は、行方市在住、63歳の農業の男性です。水稻40、647平方メート ル、さつまいも20、642平方メートル作付けしております。渡人は行方市在住 59歳の男性です。申請事由は農業経営規模を拡大し経営の安定を図るため、区 分は贈与による所有権移転です。農業従事日数も320日以上、農機具もそろって おります。今回権利を設定しようとする農地は、自宅から車で5分ほどの距離でご ざいます。規模拡大したいためとの事であり、何の問題もなく、許可相当を調査し てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がなく許可相当ということでした。審議をお願いいたしま

		す。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 2 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。12番、根本委員。 12番、根本です。第8項について調査報告をします。 なお、本件については、大久保委員、吉田、日下両推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、市南高岡在住、農業の男性、譲り渡し人は、同じく南高岡在住、農業の男性、両人は、敷地を同じくする親子の関係であります。土地は自宅近くの田1,743平方メートル。申請事由は、経営規模拡大のため、区分は、贈与による所有権移転であります。経営移譲のため、農地の一部を贈与するそうであります。譲受人は、レンコン1.8ヘクタール、馬鈴薯ニンジン4.3ヘクタールを経営する大規模農家であり、許可することに、何の問題もないと、調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、9項、10項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。 4番、茂木です。9項、10項は関連がありますので、一括で報告します。 この調査は、横瀬委員さん、石間推進委員の協力のもと調査してまいりました。 受人は、行方市中根在住、72歳農業の男性です。会社を退職後、妻と二人で、農作業経験も8年で年間150日、露地野菜を作るそうです。権利を移転する農地は605平方メートルです。 受人は、行方市中根在住、39歳女性の会社員です。権利を移転する農地は365平方メートルです。農作業経験はまだ1年です。所有権移転後は、露地野菜里芋などを作るそうです。渡人は同市中根在住79歳男性です。受人男性とは、兄弟です。受人女性は、姪っ子です。畑605平方メートルと畑365平方メートルは贈与になります。申請事由は、農業経験が少ないですが、新規に営むため受人二人は自宅から50メートルのところ。まわりに何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、9項、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。

1	番	1 番、矢幡です。第 1 1 項について調査報告をします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力していただきました。 譲受人は、市内船子在住の 6 0 歳台の会社役員兼農業の男性で、譲渡人は、山形県天童市在住の 5 0 歳台農業の女性です。当該田は、譲り渡し人の叔父が亡くなったため姪である譲渡し人が相続しました。申請事由は、農業経営の規模拡大と樹実のためで、区分は、売買による所有権の移転です。以前、当該田を譲受人が耕作したことがあり、今回譲渡し人の意向により売買の運びとなりました。当該田の場所は譲受人の自宅から 5 分程度の距離にあります。問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題がなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 1 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、1 2 項の調査員より調査の報告を求めます。1 6 番、椎名委員。
1	6 番	1 6 番、椎名です。第 1 2 項の調査報告をします。 この調査は、矢幡委員さん、推進委員の森山さん箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、行方市島並在住の 2 4 歳農業の男性です。渡し人は行方市島並在住の 8 4 歳農業の男性です。二人の関係は同居の祖父と孫になります。申請事由は、高齢になり家族に経営を移譲するとの事でした。区分は、贈与による所有権の移転です。ハウス 8 棟でキュウリを耕作するそうです。農機具等もそろっており許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 2 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、1 3 項の調査員より調査の報告を求めます。2 番、谷田川委員。
2	番	2 番、谷田川です。第 1 3 項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田地区名で調査してまいりました。 譲受人は、市内石神在住 7 0 代の農業の男性です。渡し人は同じく市内石神在住 7 0 代無職の男性です。二人は親戚関係になります。申請事由については、農業の規模拡大を図るためです。区分は、贈与による所有権の移転です。調査の結果、書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議ほどよろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１４項、１５項、１６項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	番
		１５番、郡司です。第１４、１５、１６項は関連がありますので一括で調査報告します。
		この案件については、高塚会長、根本農地部会長、風間農地部会長代理と事務局で調査してまいりました。
		第１４、１５、１６項の譲受人は、東京世田谷区所在で農業と発電事業をしている法人代表の男性の方です。
		第１４、１５項の譲渡し人は、６７歳、同市藤井に在住する無職の方です。
		第１６項の譲受人は６７歳、同市藤井に在住する無職の方です。
		市内石神在住７０代の農業の男性です。渡し人は同市藤井に在住する無職の方です。
		申請事由は、農業事業の拡大で、営農型太陽光発電設備の下部農地で耕作するそうです。区分は、賃借権設定です。受人は、関東一円で農業事業を拡大中であり、譲渡し人の後継者不足の譲渡需要が一致したためだそうです。調査の結果、問題のないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１４項、１５項、１６項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第８７号）
議	長	議案第８７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第８７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和５年１月２４日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
		案件につきましては第１項から第６項までとなっております。
		なお、事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。。以上です。
議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。
		１項の調査委員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
１	１	番
		１１番、風間です。１項について調査報告します。
		今回の調査は、根崎委員さん、推進委員の関口さん石田さんの協力のもと調査してまいりました。
		譲受人は、小美玉市の太陽光発電事業者代表の男性です。譲渡人は、市内沖洲地区

		在住の75歳農業の男性です。申請事由は記載のとおり自己資金による太陽光発電事業のための転用となります。場所は、県道大和田羽生線の行方市と小美玉市の境付近です。必要な書類も添付されているため許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1	3	13番、小沼です。第2項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区4人で調査してまいりました。 譲受人は、徳島県松茂町の太陽光発電法人で代表は男性の方です。 譲渡人は、行方市麻生無職の78歳の男性の方です。 申請事由は太陽光発電施設用地で、区分は売買による所有権移転です。 場所は、麻生末広商店から東側200メートル付近になります。 この土地は耕作放棄地域土地を有効活用したいとのことで太陽光発電施設したと譲渡を決めた。パネル189枚 164.89キロワット、事業計画書、残高証明書、見積書、その他関係書類も整っており許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。
1	1	11番、風間です。3項の調査報告をします。 この調査は、根崎委員さん、関口、石田推進委員さんと調査してまいりました。 借受人は、徳島県の太陽光発電事業者の体表の男性です。貸渡し人は市内羽生地区在住の男性です。申請事由は記載のとおり自己資金による太陽光発電事業のための転用です。 場所は羽生郵便局の西に500メートル付近となります。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項、5項、6項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より

		調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1	5	番
		15番、郡司です。4項、5項、6項は関連がありますので一括で調査報告します。
		この案件については、高塚会長、根本農地部会長、風間農地部会長代理と事務局で調査してまいりました。
		4項、5項、6項の譲受人は、東京都世田谷区所在で農業と発電事業をしている法人代表の男性の方です。
		4項、5項の譲渡し人は66歳で行方市藤井在住の女性の方です。
		第6項の譲渡し人は67歳で同市藤井在住の男性の方です。
		申請事由については記載のとおり自己資金による太陽光発電設備で一時転用になります。パネルの下部でギョウジャニンニクを栽培するそうです。
		場所は、なめがた病院より南へ約1.5キロメートルのところになります。
		区分は、賃貸借権の設定になります。
		事業計画書、見積書、意見書などの必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
		（議案第88号）
議	長	議案第88号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第88号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和5年11月24日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
		案件につきましては、第1項から2項までとなっております。事務局説明については、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、一項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
		10番、本澤委員。
1	0	番
		10番、本澤です。第1項について、調査報告します。
		なお、この調査には、清水、近藤両委員さん、横田、大原両推進委員さんに協力いただきました。
		申請人は、市内小貫に住む女性です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明の交付となります。申請地を確認したところ、35年以上前から原野化をしており耕作しておらず、原野化しており、農地に復元することは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は証明を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1	3	番
		13番、小沼です。2項について調査報告をします。 この調査には、麻生・太田地区4人で調査してまいりました。 申請人は、東京都板橋区在住の80代男性の方です。 願出要旨は地目変更登記のためです。 申請人は、東京に住んでいることや高齢なので親戚に贈与したいと思い、地目が農地であった41年前から宅地として利用していて復元するのも困難な状況です。場所は、麻生孔雀料亭付近になります。 証明願いの発行は何ら問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
		（議案第89号）
議	長	議案第89号 令和6年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第89号 令和6年度行方市農業施策に関する要望書について下記のとおり提案する。令和5年11月24日提出 行方市農業委員会会長 高塚 利英 別紙資料1を参照してください。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、小沼農政部会長より説明をお願いいたします。
農	政	部
会	長	農政部会長の小沼です。 令和6年度行方市農業施策に関する要望書について説明いたします。 1 農地の保全と有効利用対策 2 担い手・経営対策の強化。 3 農業委員会組織対策 4 基本農政の確立対策 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今、小沼農政部会長から説明を受けました要望書につきましては、農政部会を中心に検討を重ねた結果であります。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、令和6年度行方市農業施策に関する要望書については、 原案のとおり決定いたします。
		(議案第90号)
議	長	次に、議案第90号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について の件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第90号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、 下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年11月24日提出、行方市 農業委員長 高塚利英。 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県 農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。 2枚目、中間管理事業・総括表で説明いたします。 新規の設定が、畑が2件、10筆、14, 119平米となります。 次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、 期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認くださいと思います。 以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について は原案のとおり決定といたします。
		(議案第91号)
議	長	議案第91号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定 についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第91号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定 について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年11月24日提 出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。 11月10日付で行方市長より農業委員長宛てに、農用地利用配分計画案に係る 意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する 公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなりま す。 計画案が2件、10筆、1万3, 119平米となります。詳細につきましては、次 のページ、一覧表でご確認くださいと思います。 なお、議案第91号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行 となります。これによりまして農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利

		用配分計画を定め、報告することにより、農地中間管理機構が受けて手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。
議	長	（議案第92号） 議案第92号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第92号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年11月24日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。 11月10日付で行方市長より農業委員長宛てに、農用地利用集積等促進計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。 計画案が1件、3筆、8,128平米となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。
議	長	（報告第47号）（報告第48号）（報告第49号） 次に、報告案件に入ります。報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第49号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。
事 務 局		報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記の通り報告する。令和5年11月24日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 こちらは、相続により所有権を取得された届出の一覧となります。第1項から第9項までとなります。 続きまして、報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年11月24日提出、行方市農業委員長

高塚利英。

こちらは、合意解約より賃借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第11項までとなります。こちらもご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第49号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について報告する。令和5年11月24日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

こちらは、先月、10月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿を集計したものととなります。こちらもご確認をいただきたいと思います。以上です。

議	長	報告案件についての質疑を求めます。
		ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	それでは、異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 4時00分

議	長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第12回総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。
---	---	---